

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対象	中央卸売市場 令和3年度分（必要に応じて令和4年度分）事務事業
種類	定期監査及び行政監査
監査日	令和 4 年 7 月 15 日
提出日	令和 5 年 4 月 25 日
担当	経済部 経済政策課（TEL 265-3896）

指摘事項	措置状況
<p>1 適正な財務会計事務の執行について</p> <p>岐阜市中央卸売市場事業の財務に関する特例を定める規則（以下「特例規則」という。）第3条は、「企業出納員、現金取扱員等市長の出納その他の会計事務を補助する職員、資金前渡を受けた職員、占有動産を保管している職員又は物品を使用している職員は、善良な管理者の注意をもって、現金その他の資産を取り扱わなければならない。」と規定している。</p> <p>しかしながら、中央卸売市場で管理している備品について、3点を抽出して調査したところ、2点の備品が廃棄及び滅失されていた。</p> <p>また、特例規則第59条は、「企業出納員は、固定資産を売却し、撤去し、又は廃棄しようとする場合は、次に掲げる事項を記載した文書によって行わなければならない。」と規定している。</p> <p>しかしながら、廃棄した備品について、廃棄に係る決裁文書が作成されていなかった。</p> <p>さらに、地方公営企業法施行規則第9条第1項は、「固定資産が滅失し、若しくは償還され、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄したときは、その都度、それらの割合に応じてその帳簿価額を減額しなければならない。」と規定している。</p> <p>しかしながら、廃棄及び滅失された備品について、固定資産の除却が行われず、固定資産台帳に記録されていた。このため、貸借対照表及び固定資産明細書に現在存在しない資産が計上されていた。</p> <p>今後は、地方公営企業法施行規則及び岐阜市中央卸売市場事業の財務に関する特例を定める規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。</p>	<p>固定資産台帳に記載のある工具、器具及び備品のすべての所在を確認し、廃棄の漏れがあった備品について、令和4年度末で除却処理を行いました。今後は、定期的に所在確認を行い、再発防止に努めます。</p>

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	市民病院 令和3年度分 (必要に応じて令和4年度分) 事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 4 年 7 月 15 日
提 出 日	令和 5 年 4 月 25 日
担 当	市民病院事務局 病院財務課 (TEL 251-1101 内線 4310)

指摘事項	措 置 状 況
<p>1 未収金の回収について</p> <p>未収金のうち、医業収益の過年度未収金は、前年度末と比較して12,977,357円の減であり、令和4年3月末現在で91,326,719円である。</p> <p>また、医業外収益等の過年度未収金は、令和4年3月末現在で5,692,302円である。</p> <p>今後とも、過年度未収金の回収に努めるとともに、現年度分についても早期回収に努められたい。</p>	<p>医業収益については当院にて督促状、催告状を送付後に未収金回収に係る経験のある弁護士法人に回収業務を委託することで、未収金回収を強化している。また、患者さんへの分納相談や各種制度の案内等の相談支援を行うとともに、収納員による臨戸徴収を引き続き実施することにより、未収金回収に努める。</p> <p>医業外収益等の過年度未収金については、5,692,302円のうち4,155,947円について、破産及び所在不明(再調査済み)・時効により回収の見込みのないことから、令和4年度に不納欠損処理を行った。引続き適正な未収金回収及び管理に努める。</p>
<p>2 適正な財務会計事務の執行について</p> <p>ア 岐阜市病院事業企業会計規程第109条第1項は、主管課長は、その所管にかかる固定資産を廃棄しようとする場合は、病院政策課長に合議のうえ、管理者の決裁を受けなければならない旨規定している。</p> <p>しかしながら、決裁を作成しておらず、各診療科内において口頭で承認を得たうえで廃棄していた。</p>	<p>令和4年7月に医療機器等の購入から廃棄に係る手順を示した「医療機器の調達及び廃棄手順書」を作成し、各診療科に対し、廃棄の際には申請書の提出が必要である旨、手順書の通知と合わせて周知した。</p> <p>各診療科に対しては、手順書に従い、適切な手続に基づいて医療機器等を廃棄するよう、適宜、周知徹底を行う。</p> <p>事務局においては、提出された申請について決裁により廃棄の判断を行うこととした。</p>
<p>イ 岐阜市病院事業企業会計規程第44条は、主管課長は、事業年度、支出科目、支出金額、債権者名等が適正であるか否か調査し、支出伝票を作成し、管理者の決裁を受けなければならない旨規定している。</p> <p>しかしながら、令和2年度労働災害保険料について、28,954円を過誤納していた。</p> <p>今後は、岐阜市病院事業企業会計規程を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。</p>	<p>労働災害保険料の支払いについて、詳細なマニュアルを作成した。また係内でマニュアルに基づいて複数の職員による確認を行い、適正かつ慎重な支払い事務に努める。</p>

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	市民病院 令和3年度分 (必要に応じて令和4年度分) 事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 4 年 7 月 15 日
提 出 日	令和 5 年 4 月 25 日
担 当	市民病院事務局 病院財務課 (TEL 251-1101 内線 4310)

指摘事項	措 置 状 況
<p>3 二重調定について</p> <p>令和3年10月診療分の診療報酬金額の一部(22,470,159円)について、二重に調定を行っていた。</p> <p>令和3年11月1日から医事業務の請負業者が変更になり、新しい請負業者は従来手集計を行っていた分を請求漏れ防止等の観点から一元管理するため、一部試験的に債権管理システムに登録した。その後、この債権管理システム登録分と手集計分の両方を医事課に報告したため、試験的に登録した手集計分の一部が重複した状態となっていた。</p> <p>しかしながら、請負業者は、手集計分の一部を試験的に債権管理システムに登録したことを医事課に報告していなかった。また、医事課は、このことに気付かなかったため、手集計分の一部を二重に調定してしまった。</p> <p>今後は、請負業者と情報共有するなど、同様の事案が起こらないよう職員に指導徹底を図りたい。</p>	<p>請負業者と業務フローについて確認し、以後、債権管理システムのみを使用することとした。これにより、重複計上が発生することのない業務手順とした。</p>

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	上下水道事業部 令和3年度分 (必要に応じて令和4年度分) 事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 4 年 7 月 15 日
提 出 日	令和 5 年 4 月 25 日
担 当	上下水道事業部 上下水道事業政策課 (TEL 4032-3113)

指摘事項	措 置 状 況
<p>1 適正な財務会計事務の執行について</p> <p>岐阜市上下水道事業部企業会計規程第6条は、「企業出納員及び現金取扱員は、善良に管理する者の注意をもって現金、たな卸資産その他の資産を取り扱わなければならない。」と規定し、同規程第95条第1項は、「物品取扱員は、主管の資産外物品を用途に応じて最も効率的な管理をしなければならない。」と規定している。</p> <p>しかしながら、上下水道事業政策課、営業課、上水道事業課、下水道事業課及び下水道施設課が管理している備品について、33点を抽出して調査したところ、そのうち18点が廃棄済み又は廃棄済みと思われるにもかかわらず、固定資産の除却が行われず、固定資産台帳に記録されていた。このため、貸借対照表及び固定資産明細書に現在存在しない資産が計上されていた。</p> <p>今後は、岐阜市上下水道事業部企業会計規程を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。</p>	<p>固定資産の調査を実施したところ、固定資産総数615件のうち229件の除却漏れが判明したことから、令和4年度末に除却手続きを実施しました。今後は、定期的に管理状況を確認するなど適正な財務会計事務の執行に努めてまいります。</p>
<p>2 交通事故の防止について</p> <p>令和3年4月から令和4年3月までの間に、公用車の後退時における事故が1件発生し、職員が同乗していたにもかかわらず、降車及び誘導をしていなかった。</p> <p>後退時の安全確認の励行については、令和2年度の定期監査においても同様の指摘をしており、確実に対応されたい。</p>	<p>行政部管財課の交通安全等の通知だけでなく、上下水道事業部独自でも交通事故防止、安全運転を目的とした通知を发出し、部内全職員に注意喚起を促すとともに、所属長からも朝礼等を利用し、より一層の注意喚起を行った。また、上下水道事業部の安全衛生委員会でも交通安全を議題として取り上げたり、岐阜南警察署交通課交通係長を講師として招き、全職員を対象とした交通安全法令講習会を開催するなど、交通安全について啓発し、事故防止に努めた。</p>

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対象	行政部 令和4年度分 (必要に応じて令和3年度分) 事務事業
種類	定期監査及び行政監査
監査日	令和 4 年 10 月 24 日
提出日	令和 5 年 4 月 20 日
担当	行政部 行政課 (TEL 3130)

指摘事項	措置状況
<p>1 適正な財務会計事務の執行について</p> <p>ア 岐阜市物品管理規則第18条は、「物品出納員は、その保管に係る物品を良好な状態で常に使用することができるように整理し、保管しなければならない。」と規定している。</p> <p>しかしながら、職員厚生課、デジタル戦略課及び管財課が備品管理システムに記録している備品について、廃棄手続を行うことなく廃棄されているものがあった。</p>	<p>(職員厚生課) 当該ベットについて廃棄手続を行った。備品管理システムに登録されているその他の備品については、所在確認を行い、現存していることを確認した。</p> <p>(デジタル戦略課) 当該備品については廃棄手続を行った。今後は、処理漏れとならぬよう、調達(廃棄)担当者としてシステム入力担当者による複数人でのチェックを徹底した。</p> <p>(管財課) 廃棄手続が行われていなかった絵画9点は、令和4年9月28日に廃棄手続を行った。今後は、適正な物品管理を徹底する。</p>
<p>イ 岐阜市会計規則第65条第1項は、「支出命令者は、支出命令書(支出負担行為書兼支出命令書を含む。)を作成しようとするときは、予算の節及び債権者ごとに作成し、所属年度、支出科目、支出金額及び債権者名の正誤並びに支出の内容が法令等又は契約に違反する事実がないかを調査しなければならない。」と規定している。</p> <p>しかしながら、消防職員44人に対し、令和3年5月に支給した超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び特殊勤務手当の計2,037,939円分を6月支給分に上乗せして支給していた。</p> <p>今後は、岐阜市物品管理規則及び岐阜市会計規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。</p>	<p>今後は以下の①、②を実施し、再発防止する。</p> <p>① 人事課は、委託業者からのデータを取込用excelファイルに貼り付ける際に、前月のファイルを使用せず、空データの取込用excelファイルを作成して使用すると共に、データの件数や、ずれ・漏れが無いかを確実に確認する。</p> <p>② 消防総務課は、人事課から入力後のデータを提供してもらい、提出データとの突合を実施し、過払いや未払いがないよう確認を徹底する。</p>

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	まちづくり推進部 令和4年度分（必要に応じて令和3年度分）事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 4 年 11 月 11 日
提 出 日	令和 5 年 4 月 24 日
担 当	まちづくり推進部 まちづくり推進政策課（TEL 3719）

指摘事項	措 置 状 況
<p>1 未収金の回収について</p> <p>住宅使用料の収入未済額は、令和3年度末で52,214,575円である。令和4年8月末現在では、過年度未収金が49,723,575円である。</p> <p>今後とも、過年度未収金の早期回収に努めることはもとより、現年度未収金の早期回収を図ることで過年度未収金の発生を抑制するように努力されたい。</p>	<p>未収入金は、令和5年3月末現在、現年度(敷金含む)50,423,530円、過年度40,231,375円である。</p> <p>高額滞納者に対して、内容証明による納付催告を行い、面談のうえ、納付誓約等を実施した。</p> <p>さらに、納付意識が低く、誠意を示さない滞納者3名に対して、住宅の明渡と滞納家賃の支払いを求めて訴訟を提起した。</p>

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対象	保健衛生部 令和3年度分 (必要に応じて令和2年度及び令和4年度4月～8月分) 事務事業
種類	定期監査及び行政監査
監査日	令和 4 年 11 月 11 日
提出日	令和 5 年 4 月 25 日
担当	保健衛生部 保健衛生政策課 (TEL 4132-722)

指摘事項	措置状況
<p>1 適正な財務会計事務の執行について</p> <p>ア 岐阜市物品管理規則第18条は、「物品出納員は、その保管に係る物品を良好な状態で常に使用することができるように整理し、保管しなければならない。」と規定している。</p> <p>しかしながら、地域保健課、食品衛生課、食肉衛生検査所、中保健センター及び南保健センターが備品管理システムに記録している備品について、廃棄手続を行うことなく廃棄しているものがあった。</p>	<p>該当備品について、各課で廃棄手続を行い適切に処理した。</p> <p>また、今後備品を廃棄する際は必ずシステム上の処理も忘れずに行い、適切に廃棄手続を行うよう部内各課へ指示した。</p>
<p>イ 岐阜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則第5条第1項第3号は、事務補助に係るパートタイム会計年度任用職員の報酬は、勤務をした日の属する月の翌月の15日に支給する旨規定している。</p> <p>しかしながら、令和3年8月分の地域保健課のパートタイム会計年度任用職員B(1人)の報酬及び費用弁償について支払漏れのため、9月16日に支払われていた。</p> <p>今後は、岐阜市物品管理規則並びに岐阜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。</p>	<p>保健衛生政策課庶務係内及び関係各課において、以下を徹底するようにした。</p> <p>①執行管理表にて支払予定者の管理を徹底する。</p> <p>②支払処理担当者は、担当課庶務担当と連携し、支払伝票等を作成するとともに、副担当によるダブルチェックを行う。</p> <p>③関係マニュアル、法令等を熟読し、理解を深め業務にあたる。</p>

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対象	保健衛生部 令和3年度分 (必要に応じて令和2年度及び令和4年度4月～8月分) 事務事業
種類	定期監査及び行政監査
監査日	令和 4 年 11 月 11 日
提出日	令和 5 年 4 月 25 日
担当	保健衛生部 保健衛生政策課 (TEL 4132-722)

指摘事項	措置状況
<p>2 源泉所得税徴収事務の適正な執行について</p> <p>令和3年7月分の健康増進課のパートタイム会計年度任用職員A(2人)の報酬の源泉徴収の際、所得税法第185条第1項第1号イの規定により給与所得の源泉徴収税額表の甲欄(720円)を適用し源泉徴収するべきところ、誤って乙欄(3,600円)を適用したことにより、過大徴収となっていた。</p> <p>これに伴い、令和3年11月4日に過大徴収分2,880円が2人に支払われていた。</p> <p>今後は、所得税法を遵守し、適正な源泉所得税徴収事務の執行に努められたい。</p>	<p>保健衛生政策課庶務係内において、以下を徹底するようにした。</p> <p>①支払処理担当者は、支出命令書作成時に税表区分、控除額等の確認を徹底する。</p> <p>②支払処理担当者と副担当でダブルチェックを行う。</p> <p>③関係マニュアル、法令等を熟読し、理解を深め業務にあたる。</p>
<p>3 交通事故の防止について</p> <p>令和3年4月から令和4年8月までの間に、公用車の後退時における事故が2件発生した。そのうち1件は、職員が同乗していたにもかかわらず、降車及び誘導をしていなかった。</p> <p>後退時の安全確認の励行について指導されたい。</p>	<p>公用車の自動車事故の防止について、昨年度より複数回にわたり部内各課へ通知し、職員への周知徹底を行っている。</p> <p>また、後退時及び駐車時には同乗者は車を降りて誘導する等、同乗者においても交通事故の防止に努めるよう指導した。</p>

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対象	消防本部 令和4年度分 (必要に応じて令和3年度分) 事務事業
種類	定期監査及び行政監査
監査日	令和 4 年 11 月 18 日
提出日	令和 5 年 4 月 24 日
担当	消防本部 消防総務課 (TEL 262-7161)

指摘事項	措置状況
<p>1 適正な財務会計事務の執行について</p> <p>ア 岐阜市予算規則第13条第1項は、支出負担行為として整理する時期は別表第1に定める区分によるものとし、別表第1では、使用料及び賃借料の支出負担行為として整理する時期は「契約を締結するとき又は請求のあったとき」と規定している。</p> <p>しかしながら、第50回消防救助技術東海地区指導会訓練に伴うプール使用料について、令和4年4月28日付けで契約が締結されていたが、令和4年8月10日に至るまで支出負担行為書が起案されていなかった。</p>	<p>会計事務に関する処理は、Teamsタスク管理機能を活用して、係（係長及び係員）で共有及び管理を実施し、適正な処理に努める。</p> <p>また、年度当初に会計事務マニュアルを使用して研修を実施するとともに、当該インシデントを課内で共有した。</p>
<p>イ 山県市水道事業給水条例施行規程第22条は、徴収する料金等の納入期限は、料金にあっては納入通知書を発した日の属する月の26日とする旨規定している。</p> <p>しかしながら、山県消防署、山県消防署美山分署分の6、7月分上下水道料金の支払いについて、支払期限が令和3年8月26日であったが、令和3年9月24日に支払われていた。また、督促手数料（100円）が同日に支払われていた。</p> <p>今後は、岐阜市予算規則及び山県市水道事業給水条例施行規程を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。</p>	<p>例月支払チェックリストによる支払管理を担当者のみで行っていたが、同チェックリストを担当者用と、係用の2部を作成し、副担当者（係員）が確認するよう徹底した。また、月に2回程度、係内（係長及び係員）で、2部のチェックリストにより執行状況の確認を実施。</p> <p>なお、令和5年4月よりTeamsの係チャンネル内で、チェックリストを共有し、執行状況を確認する。</p>

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対象	都市防災部 令和4年度分 (必要に応じて令和3年度分) 事務事業
種類	定期監査及び行政監査
監査日	令和 4 年 11 月 18 日
提出日	令和 5 年 4 月 25 日
担当	都市防災部 都市防災政策課 (TEL 058-267-4763)

指摘事項	措置状況
<p>1 適正な財務会計事務の執行について</p> <p>ア 岐阜市予算規則第13条第1項は、支出負担行為として整理する時期は別表第1に定める区分によるものとし、別表第1では、役務費の支出負担行為として整理する時期は「契約を締結するとき又は請求のあったとき」と規定している。</p> <p>しかしながら、災害対策副本部専用回線接続手数料について、令和4年4月25日付けで契約が締結されていたが、令和4年6月29日に至るまで支出負担行為書が起案されていなかった。</p>	<p>担当者に適正な事務執行を行うため、知識向上の研修を実施し、同時に課内での周知を行った。</p> <p>また、業務スケジュールについて、適正な事務執行を行うことができるスケジュールとなるよう事前に検討することを徹底した。</p> <p>なお、支出負担行為書の作成に必要な書類の提出を遅滞なく行うよう相手方に指導した。</p>
<p>イ 西日本電信電話株式会社と合意したIP通信網サービス契約約款第43条は、料金等に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによる旨規定し、料金表通則6は、IP通信網契約者は、料金及び工事に関する費用について、西日本電信電話株式会社が定める期日までに支払わなければならない旨規定している。</p> <p>しかしながら、コミュニティFM緊急割込放送用専用回線使用料(7月請求分)の支払について、支払期限が令和3年8月2日であったが、令和3年8月19日に支払われていた。また、支払遅延に係る延滞利息(26円)が令和3年9月30日に支払われていた。</p> <p>今後は、岐阜市予算規則及び契約相手方と合意した契約約款を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。</p>	<p>口座自動振替手続きをとり、支払忘れを防止した。また、請求及び支払状況を複数の職員で確認する一覧表を作成し、再発防止策を講じた。</p>

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対象	市民生活部 令和4年度分 (必要に応じて令和3年度分) 事務事業
種類	定期監査及び行政監査
監査日	令和 5 年 1 月 25 日
提出日	令和 5 年 4 月 25 日
担当	市民生活部 市民生活政策課 (内線 2921)

指摘事項	措置状況
<p>1 適正な財務会計事務の執行について</p> <p>ア 岐阜市物品管理規則第18条は、「物品出納員は、その保管に係る物品を良好な状態で常に使用することができるように整理し、保管しなければならない。」と規定している。</p> <p>しかしながら、消費生活課、市民課及び斎苑が備品管理システムに記録している備品について、廃棄手続を行うことなく廃棄されているものがあつた。</p>	<p>今回指摘のあつた備品については、速やかに所定の廃棄手続を行ったうえで、備品管理マニュアル等に基づき、廃棄手続を適正かつ速やかに行うことを職員に周知徹底した。また、月初に備品管理システムに記録された備品と現物の備品の数量等を確認することとした。</p>
<p>イ 岐阜市会計規則第32条では、歳入を徴収するときは、納入すべき金額、納入義務者、納期限及び納入場所等を調査し、直ちにこれを調定しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、公文書複写代及び郵送料について、公文書公開の請求者が金融機関で納入する場合には納入義務者を公文書公開の請求者として調定すべきところ、岐阜市出納員として調定しているものがあつた。</p>	<p>公文書複写代等を納入させる場合は、窓口で現金で徴収する場合を除き、納入義務者を公文書公開の請求者とするを職員に周知徹底するとともに、公文書複写代等を調定(納入通知書を発行)する場合は、担当係と庶務係で二重に点検することとした。</p>

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対象	市民生活部 令和4年度分 (必要に応じて令和3年度分) 事務事業
種類	定期監査及び行政監査
監査日	令和 5 年 1 月 25 日
提出日	令和 5 年 4 月 25 日
担当	市民生活部 市民生活政策課 (内線 2921)

指摘事項	措置状況
<p>ウ 岐阜市会計規則第69条は、「支出命令者は、支出命令書を作成したときは、支出の内容を明らかにした支出負担行為書その他の関係書類とともに、直ちに、会計管理者に送付しなければならない。」と規定している。</p> <p>しかしながら、長期継続契約に係る令和4年4月分の3件の委託料の支払いに関し、財務会計システムにおいて、履行期間前の次期契約に係る支出負担行為書を選択して支出命令書を作成し、履行期間中の現契約に係る支出負担行為書とともに会計管理者に送付していた。</p> <p>今後は、岐阜市物品管理規則及び岐阜市会計規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。</p>	<p>支出命令書を財務会計システムにて作成する際、支出命令書にかかる支出負担行為書の伝票番号を選択して作成を行うよう、支払事務担当者に指示した。また、支出命令書の点検者が、支出命令書の件名等に加え、伝票番号が支出負担行為書と同一であることを確認することとした。</p>
<p>2 適正な事務執行について</p> <p>ア 退職願を提出した職員の退職内申の発令に係る決裁文書が他の文書に紛れてファイリング・キャビネットに保管されていたため、事務処理が完了せず、結果として退職発令がないまま退職した職員に退職後3か月分の基本報酬合計156,300円が誤支給されていた。</p>	<p>退職内申は併用決裁で行うこと、人事案件は提出書類の授受は係長を通じて行うこととし、退職内申の発令が適正に行われるよう進捗管理を行うこととした。加えて、給与明細書の配布時に、担当係長が在籍している職員の分と一致しているか確認することとした。</p>
<p>イ 国民健康保険料の収納員が滞納者から収納した保険料20,000円について、収納時に発行する領収書に誤った年度を記載したため、別の被保険者から収納したものと誤って事務処理された。これにより、滞納者は未納付のまま、別の被保険者に20,000円が過納金として還付されていた。</p>	<p>領収書を記入後、滞納記録の情報と一致しているかを確認した後、領収書を交付するよう収納員に周知徹底した。また、金融機関への納入前の確認チェックリストを作成し、それに従いチェックした後、金融機関に納入することとした。</p>

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	市民生活部 令和4年度分 (必要に応じて令和3年度分) 事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 5 年 1 月 25 日
提 出 日	令和 5 年 4 月 25 日
担 当	市民生活部 市民生活政策課 (内線 2921)

指摘事項	措 置 状 況
<p>ウ 令和4年12月9日支払予定分の国民健康保険高額療養費 (711件、対象金額8,968,926円) について、担当職員に代わって事務処理を行った職員が振込日を誤って記載したため、予定日に振込ができなかった。</p> <p>今後は、同様の事案が起こらないよう事務取扱マニュアル等に従い職務を遂行されるよう職員に指導徹底を図りたい。</p>	<p>事務取扱マニュアルを改訂し、会計課へ提出するデータ伝送連絡票及び指定金融機関へ提出する払戻請求書について、担当者と係長で二重に点検することとし、担当者または係長が不在時に事務処理を行う場合は、課長が最終確認を行う体制とした。</p> <p>また、職員に対しては、改訂したマニュアルに従い事務処理を適正に行うよう指導徹底した。</p>
<p>3 国民健康保険料及び国民健康保険税の収納率の向上について</p> <p>国民健康保険料及び国民健康保険税の収納率は、令和3年度決算において、前年度比1.17ポイント増の78.90%であった。</p> <p>また、令和4年10月末現在の滞納繰越分に係る収入未済額は1,524,690,035円である。</p> <p>今後とも、滞納繰越分の早期回収に努めることはもとより、現年賦課分の早期回収を図ることで滞納繰越の発生を抑制するように努力されたい。</p>	<p>税と国民健康保険料との徴収一元化の推進により、令和5年度から滞納繰越分の保険料収納事務を納税課に移管した。納税課では主に差押等による滞納繰越分の早期回収を図るとともに、国保・年金課では滞納者への訪問徴収・電話催告等の業務の外部委託化を進めながら滞納繰越の発生を抑制し、収納率の向上に努める。</p>

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対象	都市建設部 令和4年度分 (必要に応じて令和3年度分) 事務事業
種類	定期監査及び行政監査
監査日	令和 5 年 1 月 25 日
提出日	令和 5 年 4 月 24 日
担当	都市建設部 都市建設政策課 (内 3502)

指摘事項	措置状況
<p>1 適正な財務会計事務の執行について</p> <p>岐阜市予算規則第13条第1項は、支出負担行為として整理する時期は別表第1に定める区分によるものとし、別表第1では、負担金、補助及び交付金の支出負担行為として整理する時期は、「請求のあったとき又は指令をするとき」と規定している。</p> <p>しかしながら、BRTシステム導入事業費補助金について、令和4年8月5日に指令を発出しているが、令和4年12月1日に至るまで支出負担行為書が起案されていなかった。</p> <p>今後は、岐阜市予算規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。</p>	<p>再発防止に向けた取り組みとして、「BRTシステム導入事業費補助金申請書及び報告書 確認シート」(事務マニュアル)に支出負担行為書の起票について追記するとともに、複数人で確認する進捗管理票を作成し、周知徹底を図りました。今後も事務マニュアルに基づき、適正な財務会計事務の執行に努めます。</p>
<p>2 交通事故の防止について</p> <p>令和3年4月から令和4年10月までの間に、公用車の後退時における事故が1件発生し、職員が同乗していたが、降車及び誘導をしていなかった。</p> <p>後退時の安全確認の励行について指導されたい。</p>	<p>再発防止に向けた取り組みとして、安全運転に関する研修を行い、周知徹底を図りました。同乗者による後方確認など安全確認を徹底し、再発防止に努めます。</p>
<p>3 事故の防止について</p> <p>令和4年8月18日、日置江北公園内での除草作業中に飛び石が発生し、公園向かい側の民家の玄関ドアに対する物損事故が発生した。</p> <p>刈払機、乗用除草機を使用して除草作業を行う場合は、公園管理作業マニュアルを遵守し、石などが周辺に飛散しないよう、パネル・シート・ネットを設置するなど、安全管理を徹底されたい。</p>	<p>再発防止に向けた取り組みとして、公園管理作業マニュアルの遵守徹底に関する研修を行い、周知徹底を図りました。今後も公園管理作業マニュアルを遵守し安全管理の徹底に努めるよう指導し、再発防止に努めます。</p>

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対象	経済部 令和4年度分 (必要に応じて令和3年度分) 事務事業
種類	定期監査及び行政監査
監査日	令和 5 年 2 月 22 日
提出日	令和 5 年 4 月 25 日
担当	経済部 経済政策課 (TEL 265-3896)

指摘事項	措置状況
<p>1 適正な財務会計事務の執行について</p> <p>ア 岐阜市予算規則第13条第1項は、支出負担行為として整理する時期は別表第1に定める区分によるものとし、別表第1では、委託料の支出負担行為として整理する時期は「契約を締結するとき又は請求のあったとき」と規定している。</p> <p>しかしながら、令和4年6月7日付けで契約が締結されたぎふフード愛称及びロゴマーク商標権存続期間更新業務委託は令和4年8月12日に至るまで、令和4年6月20日付けで契約が締結された三輪地域における「ものづくり産業等集積地計画」推進事業業務委託は令和4年11月29日に至るまで、令和4年7月6日付けで契約が締結された令和4年度岐阜市企業見学会実施業務委託は令和4年9月6日に至るまで、それぞれ支出負担行為書が起案されていなかった。</p>	<p>各課において年次・月次の予算執行管理簿等を作成し、担当者及び担当係長が進捗管理を行うよう徹底した。</p>
<p>イ 岐阜市物品管理規則第18条は、「物品出納員は、その保管に係る物品を良好な状態で常に使用することができるように整理し、保管しなければならない。」と規定している。</p> <p>しかしながら、商工課が備品管理システムに記録している備品について、所在を確認できないものがあった。</p> <p>今後は、岐阜市予算規則及び岐阜市物品管理規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。なお、支出負担行為書の作成時期に関する指摘については、令和2年度の定期監査及び行政監査においても同様の指摘をしており、確実に対応されたい。</p>	<p>所在が確認できない備品については、今後も設置場所にて、所在の把握を進めるとともに、今後は、岐阜市予算規則及び岐阜市物品管理規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努める。</p>

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	経済部 令和4年度分 (必要に応じて令和3年度分) 事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 5 年 2 月 22 日
提 出 日	令和 5 年 4 月 25 日
担 当	経済部 経済政策課 (TEL 265-3896)

指摘事項	措 置 状 況
<p>2 事故の防止について 令和3年4月13日、食肉地方卸売市場で作業していた職員が転落し、後頭骨を骨折する事故が発生した。 今後は、同様の事案が起こらないよう安全管理を徹底されたい。</p>	<p>マニュアルを整備の上、コンベヤ（原因箇所）の上に乗らないこと、ヘルメットを着用し作業することを徹底している。</p>
<p>3 個人情報保護の徹底について 岐阜市個人情報保護条例第3条第2項は、職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報の内容のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない旨規定している。 しかしながら、令和4年11月に開催したぎふ信長まつりに対する御意見に回答する際、1人の個人情報（氏名、フリガナ、メールアドレス、携帯電話番号）を他人のメールアドレスに誤って送信していた。 今後は、岐阜市個人情報保護条例を遵守し、適正な事務を執行されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・担当係長は課内で情報を共有し、再発防止に向けた注意喚起を行う。 ・回答案文作成者は、決裁起案時に案文と、相手方からのご意見を添付する。そして、担当係長・担当課長は決裁時に回答内容とともに「宛先氏名」と「メールアドレス」の確認を行う。 ・回答作成に当たっては、相手から送付されたメールに対して返信機能を使用する。また、返信機能を使用した場合、文中の下段に相手方のメールアドレスが記載されてしまうため、その個人情報を削除するとともに、文中に個人情報漏洩防止のための原文等の削除について理解を求めた文章を加えて、回答を送付する。

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対象	農業委員会事務局 令和4年度分 (必要に応じて令和3年度分) 事務事業
種類	定期監査及び行政監査
監査日	令和 5 年 2 月 22 日
提出日	令和 5 年 4 月 25 日
担当	農業委員会事務局 (TEL 058-214-2073 内線 3349)

指摘事項	措置状況
<p>1 公印の管理について 岐阜市農業委員会規程第8条は、公印に関し必要な事項は、岐阜市公印規則の例による旨規定し、岐阜市公印規則第10条は、公印を廃止したときは、告示しなければならない旨規定している。 しかしながら、農業委員会事務局で管理する2つの公印について、平成29年7月19日に廃止となったが、告示していなかった。 今後は、岐阜市農業委員会規程を遵守し、公印の適正な管理に努められたい。</p>	<p>令和5年1月31日に告示を行った。保存期間が過ぎた後、廃棄する。 今後は、岐阜市農業委員会規程を遵守し、公印の適正な管理に努める。</p>

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	福祉部 令和4年度分 (必要に応じて令和3年度分) 事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 5 年 2 月 22 日
提 出 日	令和 5 年 4 月 25 日
担 当	福祉部 福祉政策課 (TEL 3007)

指摘事項	措 置 状 況
<p>1 未収金の回収について</p> <p>介護保険料の収入未済額は、令和3年度末で183,595,230円であった。令和4年11月末現在では、滞納繰越分に係る収入未済額が173,117,780円である。</p> <p>後期高齢者医療保険料の収入未済額は、令和3年度末で52,845,100円であった。令和4年11月末現在では、滞納繰越分に係る収入未済額が40,372,900円である。</p> <p>今後とも、滞納繰越分の早期回収に努めることはもとより、現年賦課分の早期回収を図ることで滞納繰越の発生を抑制するように努力されたい。</p>	<p>介護保険料の未収金について、引き続き未収金の解消に努め、現年分については滞納繰越が生じないよう、電話による催告及び臨戸訪問を実施し、より一層の徴収強化に努める。</p> <p>また、滞納繰越分については、滞納額の多い人及び2年の時効で失効しそうな人を重点的に電話による催告及び臨戸訪問を実施し、滞納繰越分の早期回収に努めていく。</p> <p>後期高齢者医療保険料の未収金について、通知に同封する案内等に世帯主、配偶者、相続人の納付義務について文章を掲載することを順次始めており、毎年7月に発送する賦課決定通知の際にも同内容の対応をするよう進めるとともに、臨戸訪問・電話催告を実施し、未収金の回収に努めていく。</p>
<p>2 適正な財務会計事務の執行について</p> <p>ア 岐阜市予算規則第13条第1項は、支出負担行為として整理する時期は別表第1に定める区分によるものとし、別表第1では、委託料の支出負担行為として整理する時期は、「契約を締結するとき又は請求のあったとき」と規定している。</p> <p>しかしながら、令和4年度ぎふ・さわやか訪問口腔歯科健診に係るマニュアル作成等業務委託について、令和4年5月9日付けで契約が締結されていたが、令和4年8月19日に至るまで支出負担行為書が起案されていなかった。</p>	<p>業務の引継ぎ等において手順が十分に伝わっておらず、事務執行についての認識不足や係内での進捗管理が十分でなかったことが今回の要因であることから、担当者が契約等の財務会計事務の研修を受講し、手順についての十分な知識の習得に努め、契約事務等の進捗管理を係内で徹底し、適正な財務会計事務の執行に務めている。</p>

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	福祉部 令和4年度分 (必要に応じて令和3年度分) 事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 5 年 2 月 22 日
提 出 日	令和 5 年 4 月 25 日
担 当	福祉部 福祉政策課 (TEL 3007)

指摘事項	措 置 状 況
<p>イ 岐阜市物品管理規則第18条は、「物品出納員は、その保管に係る物品を良好な状態で常に使用することができるように整理し、保管しなければならない。」と規定している。</p> <p>しかしながら、福祉政策課が備品管理システムに記録している備品について、所在が確認できないものがあった。</p> <p>今後は、岐阜市予算規則及び岐阜市物品管理規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。</p>	<p>備品管理システムに記録している備品のうち、確認できなかったものについては、現在の所在を把握するべく、購入経緯や過去の使用歴など調査中である。</p> <p>いずれにしても、今後は所管する物品について適正に管理できるよう努めていく。</p>
<p>3 契約事務について</p> <p>岐阜市物品管理規則第13条第2項は、「物品の所用部署において、物品の調達を必要とするときは、契約依頼書により契約課長に依頼しなければならない。」と規定している。</p> <p>しかしながら、介護保険課において、高齢者紙おむつ支給券の印刷を、契約課へ契約依頼書を提出することなく、業者に発注し、納品されていた。</p> <p>今後は、岐阜市物品管理規則を遵守し、適正な契約事務に努められたい。</p>	<p>職場研修を行い、例規、マニュアル等の内容を周知した。</p> <p>また、契約依頼書及び業務委託施行伺書の決裁後は、必ず庶務係に連絡するよう徹底した。</p>

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対象	福祉部 令和4年度分 (必要に応じて令和3年度分) 事務事業
種類	定期監査及び行政監査
監査日	令和 5 年 2 月 22 日
提出日	令和 5 年 4 月 25 日
担当	福祉部 福祉政策課 (TEL 3007)

指摘事項	措置状況
<p>4 適正な事務執行について</p> <p>岐阜市情報公開条例第8条第1項は、請求書の提出があった日の翌日から起算して14日以内に当該請求に対する諾否の決定を行い、速やかに請求者に通知しなければならない旨規定している。</p> <p>しかしながら高齢福祉課において、課宛に届いた情報公開請求のメールを庶務担当者が対象事業の担当者に2通転送したものの、1通のメールを見落とし、条例で定める期間内に決定及び通知を行わず、請求者からの問い合わせがあるまで当該請求に気付いていなかったものがあった。</p> <p>今後は、岐阜市情報公開条例を遵守し、適正な事務執行に努められたい。</p>	<p>当該事項について、相手方にお詫びと説明を行い、10月17日付で決定通知書を送付した。</p> <p>電子メールを最初に確認する庶務担当者が、公文書公開請求の受理簿を作成し、事業担当者に電子メールを転送するとともに口頭で伝達し、併せて課長へ報告することとした。課長から係長へ、事業担当者から係長へ公文書公開請求があったことを伝え、課長、事業担当者及び係長、庶務担当の係長（文書取扱主任）で進捗を管理することとした。</p> <p>また、令和4年10月18日に課内研修を実施し、注意喚起及び上記の取扱を徹底した。</p>
<p>5 交通事故の防止について</p> <p>令和3年4月から令和4年11月までの間に、公用車の後退時における事故が3件発生した。3件の事故のうち2件は、職員が同乗していたが、降車及び誘導をしていなかった。また、公用車の発進時における事故が2件発生した。</p> <p>後退時の安全確認及び乗車前の公用車周辺の障害物等の把握の励行については、令和2年度の定期監査においても同様の指摘をしており、確実に対応された。</p>	<p>(介護保険課)</p> <p>課員全員に対し改めて訓示の機会を設け、運転者が安全確認を行うことはもちろん、特に、後退時においては、同乗者も降車して安全確認を行うことや、走行前・走行後の車両点検及び走行前の周辺状況の確認を確実に実施することなどを口頭にて指導徹底した。</p> <p>(生活福祉二課)</p> <p>交通事故について、毎日朝礼で注意喚起を行っている。特に後退時の後方確認についてたびたび具体的にアナウンスをしている。令和4年度は課内会議でも研修を行った。</p> <p>そのうち、4、6、7、9、12、2月の課内会議で岐阜県警の作成する交通安全に関する資料「RAI・REN通信(旧らびい通信)」等を使用して研修を行った。7月の会議では過去の岐阜市での公用車の事故の事例等を用いての研修を行いました。</p> <p>今後も、定期的に課内会議で研修を行う。</p>